

『WASEDA RILAS JOURNAL』（総合人文科学研究センター研究誌）

掲載論文等に関する規定

早稲田大学 総合人文科学研究センター（以下、「人文研」とする）は、研究所員および招聘研究員はもとより、文学学術院以外の早稲田大学専任教員、早稲田大学非常勤講師、大学院文学研究科の出身者および同研究科に在籍する博士後期課程学生等まで含め、文学学術院に関わる研究者たちの成果を世界へ向けて発信してゆくことを主たる目的として、人文研のオンライン・ジャーナル、『WASEDA RILAS JOURNAL』（以下、『JOURNAL』とする教授会）を刊行する。

なお、『JOURNAL』の編集に当たっては、人文研運営委員会が編集委員会の役割を兼ねるものとする。

1. 投稿資格

『JOURNAL』に論文を投稿する資格を有するのは、以下の各号に該当する者とする。

- (1) 人文研の規則に定められた研究所員および招聘研究員。
- (2) 上記(1)に含まれない早稲田大学専任教員で、人文研の研究所員の推薦を受け、かつ人文研運営委員会より論文執筆を承認された者。
- (3) 早稲田大学非常勤講師で、人文研の研究所員の推薦を受け、かつ人文研運営委員会より論文執筆を承認された者。
- (4) 早稲田大学大学院文学研究科の出身者（修士課程修了者も含む）および同研究科博士後期課程に在籍する学生で、人文研の研究部門代表者の推薦を受け、かつ人文研運営委員会より論文執筆を承認された者。
- (5) 上記(2)～(4)以外の研究者で、人文研の研究部門代表者の推薦を受け、かつ人文研運営委員会より論文執筆を承認された者。

なお、上記(1)～(3)の各号に該当する者は、退職または解任直後の年度まで、投稿論文執筆の希望申請ができるものとする。

2. 『JOURNAL』に掲載される内容（種別）

以下の(a)～(e)の5種類とする。これらのうち、(a)・(b)は投稿によるもの、(c)～(e)は人文研運営委員会が研究所員等に依頼するものである。

- (a) 研究部門の開催するフォーラム、シンポジウム等での研究発表もしくは研究報告にもとづく論文。

- (b) 自由投稿論文。
- (c) 人文研が主催したフォーラム、シンポジウム等における基調講演、各発表の概要。
- (d) 人文研が主催、共催、あるいは後援した講演会の内容の記録。
- (e) 上記(a)～(d)以外で、人文研運営委員会が執筆を依頼することにした研究ノート、報告、記録等。

なお、『JOURNAL』に掲載される論文等は、別に定める『WASEDA RILAS JOURNAL』掲載論文等執筆要項』にしたがって、執筆・編集・刊行されるものとする。

3. 投稿された論文の審査

上記 2. で規定した内容(種別)のうち、(a)・(b)については、人文研運営委員、もしくは人文研運営委員会が委嘱する研究所員2名の査読によって審査する。掲載の可否は、査読者による報告書にもとづき、人文研運営委員会が決定する。

4. 原稿の体裁、使用言語、英文のタイトル・アブストラクト等

論文の体裁は、各学術分野で慣例の書式に従うものとする。したがって、横書き・縦書きともに可とする。

論文の使用言語は、原則として日本語・英語・フランス語・ドイツ語・ロシア語・中国語に限る。ただし、引用本文、注記等についてはその他の言語を用いることを可とする。

また、各論文には、英文のタイトル・アブストラクト(300語程度)も付記すること。

5. 投稿論文の募集と執筆希望の申請

『JOURNAL』は年1回、10月に刊行する。投稿の締切は、毎年5月末日とする。

人文研運営委員会は、毎年12月に人文研の研究所員および招聘研究員に向けて執筆条件等を示し、毎年4月1日から1ヶ月間、投稿論文の執筆希望申請を受け付ける。

投稿論文の執筆を希望する者は、所定の申請書式によって、上記の受け付け期間中に人文研に対して執筆希望の申請を行う。

6. 投稿方法

投稿にあたっては、原稿を電子ファイルで作成し、5月末日までに人文研に宛てて添付ファイルで送付することを原則とする(送付先は toyama-rilas@list.waseda.jp)。また、送付する際のメールの件名は「人文研・JOURNAL 投稿」とし、メール本文には下記の情報を記述すること。

- ・論文タイトル
- ・著者名(共同執筆の場合、全員の氏名を記載すること)

- ・所属（共同執筆の場合、全員の所属を記載すること）
- ・連絡先（住所およびメール・アドレス）

ただし、図版等掲載のためにデータの容量が大きくなる場合は、別途 CD・USB 等の外部記憶媒体によって提出することも可とするが、その場合も人文研のメールで上記の諸情報を必ず伝達すること。

なお、英文のタイトルとアブストラクトについては、審査によって掲載が決定したあとに提出するものとする。

7. 制限

投稿原稿は未刊行でなければならない。また、他誌との二重投稿は禁止する。

8. 著作権

『JOURNAL』に掲載される論文等の著作権は著者本人に帰属する。

9. 著作物に対する人文研の権利

8.の規定にかかわらず、著者は、著作権のうちの以下の各号に限り、あらかじめ許諾によってその行使を人文研に委ねるものとする。

- (1) 当該の論文等を最初に公表する権利。
- (2) 当該の論文等を早稲田大学リポジトリに採録する権利。

10. 本規定の改訂

本規定の改訂は、人文研運営委員会の発議にもとづき、早稲田大学文学学術院教授会の議決による。

付則：本規定は 2012 年 11 月 21 日より施行する。